

役員報酬規程

社会福祉法人 花園福祉会

社会福祉法人 花園福祉会 役員報酬規程

第1章 総則

(目 的)

第1条 本規定は、社会福祉法人花園福祉会の定款第9条及び24条の規定に基づき、役員の報酬等について定めるものとする。理事又は監事及び評議委員に対する報酬・賞与その他の事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の域は、当該各号に定めるところによる。

2. 役員とは、理事及び監事を言い、評議員とあわせて役員等という。
3. 常勤役員とは、評議委員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
4. 非常勤職員とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいう。
5. 報酬とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として法人等から受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

第2章 報酬額の決定基準

(報酬額の決定方法)

第3条 役員の報酬は、理事、監事それぞれについて、法人業績及び世間水準、職員給与との均衡などを考慮して、次の方法により決定する。

2. 常勤役員であって職員兼務役員の報酬額は、別表1の範囲内とする。
3. 非常勤役員へ報酬は支給しない。
4. 時間外勤務手当等は、前項の上限に含めない。

(報酬の形態と体系)

第4条 役員報酬は、常勤実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては支給しない。

2. 職員兼務役員については、別表1の範囲内で、職員給与規程に基づいて算出された額とする。

(通勤費)

第5条 上記以外に非常勤役員には旅費規定に基づいて交通費を支給することができる。

(支払日)

第6条 常勤役員の報酬は毎月21日に支給する。但し21日が金融機関休業日にあたる場合は、その前日に繰り上げて支払うものとする。

(控 除)

第7条 報酬より控除するものは、税金・社会保険料及び前払い金・貸付金の弁済分などとする。

第2章 報酬額の決定基準

(その他)

第8条 本規程に定めのない事項は、その都度理事会において決定する。

(公 表)

第9条 当法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第10条 本規程の改廃は、評議委員会の決議による。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

この規程の一部を改正し、令和4年3月25日から施行する。

この規程の一部を改正し、令和8年6月26日から施行する。

別表 1
近隣地方公務員の行政職給料表より

行政職給料表		副園長 園長						
職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	221,700	261,100	287,100	317,700	361,800
	2	142,700	193,500	223,300	263,000	289,300	319,900	364,400
	3	143,900	195,300	224,800	264,800	291,600	322,200	366,900
	4	145,000	197,100	226,400	266,900	293,700	324,400	369,500
	5	146,100	198,700	227,900	268,700	295,700	326,600	371,500
	6	147,200	200,500	229,500	270,600	298,000	328,600	374,000
	7	148,300	202,300	231,000	272,500	300,300	330,800	376,300
	8	149,400	204,100	232,600	274,600	302,500	333,000	378,800
	9	150,500	205,800	234,100	276,700	304,600	335,100	381,300
	10	151,900	207,600	235,800	278,700	306,900	337,300	384,000
	11	153,200	209,400	237,300	280,800	309,100	339,400	386,600
	12	154,500	211,200	238,900	282,800	311,400	341,600	389,300
	13	155,800	212,600	240,300	284,800	313,500	343,500	391,700
	14	157,300	214,400	241,800	286,900	315,600	345,500	394,000
	15	158,800	216,100	243,400	288,900	317,800	347,600	396,200
	16	160,400	217,900	244,800	290,900	319,900	349,600	398,600
	17	161,700	219,600	246,300	292,900	322,000	351,400	400,400
	18	163,200	221,300	247,800	294,900	324,000	353,400	402,400
	19	164,700	222,900	249,100	297,000	326,100	355,200	404,300
	20	166,200	224,500	250,500	299,000	328,100	357,100	406,100
	21	167,600	226,000	252,000	301,000	330,000	359,100	408,000
	22	170,300	227,700	253,700	303,100	332,100	361,000	409,800
	23	172,900	229,300	255,400	305,100	334,100	363,000	411,600
	24	175,500	230,900	257,200	307,200	336,200	364,900	413,500
	25	178,200	232,200	258,800	309,000	337,700	366,900	415,300
	26	179,900	233,700	260,600	311,100	339,600	368,800	416,800
	27	181,600	235,100	262,300	313,200	341,500	370,800	418,300
	28	183,300	236,400	264,000	315,200	343,400	372,800	419,900
	29	184,800	237,700	266,000	317,100	345,100	374,300	421,500
	30	186,600	238,900	267,900	319,100	347,000	376,100	422,800
	31	188,400	239,900	269,700	321,200	348,900	377,900	424,100
	32	190,100	241,100	271,500	323,300	350,700	379,500	425,300
	33	191,700	242,400	273,200	324,700	352,600	381,300	426,500
	34	193,200	243,600	275,100	326,700	354,400	382,700	427,800
	35	194,700	244,800	277,000	328,600	356,200	384,200	429,100
	36	196,200	246,100	278,700	330,700	357,900	385,800	430,300
	37	197,500	247,000	280,400	332,600	359,300	387,200	431,500
	38	198,800	248,400	282,300	334,500	360,600	388,400	432,300
	39	200,100	249,800	284,100	336,500	362,000	389,600	433,100
	40	201,400	251,300	286,000	338,400	363,400	390,700	433,900
	41	202,700	252,700	287,600	340,300	364,700	391,800	434,500
	42	204,000	254,100	289,300	342,200	365,600	393,000	435,200
	43	205,300	255,500	291,100	344,000	366,700	394,200	435,900
	44	206,600	256,800	292,900	345,900	367,800	395,300	436,600
	45	207,800	258,000	294,600	347,400	368,600	396,000	437,400
	46	209,100	259,300	296,300	348,800	369,500	396,700	438,200
	47	210,400	260,700	297,900	350,300	370,400	397,400	438,600
	48	211,700	262,000	299,500	351,800	371,300	398,100	439,300
	49	212,800	263,300	301,200	353,400	372,200	398,700	439,800
	50	213,900	264,400	302,900	354,200	373,000	399,300	440,200
	51	214,900	265,700	304,500	355,400	373,800	399,800	440,600
	52	216,000	267,000	306,200	356,400	374,600	400,200	441,000
	53	217,100	268,000	307,300	357,300	375,300	400,600	441,400
	54	218,100	269,100	308,800	358,400	376,000	400,900	441,800
	55	219,000	270,400	310,300	359,300	376,700	401,200	442,200
	56	220,000	271,700	311,900	360,400	377,400	401,500	442,500
	57	220,600	272,800	313,500	361,300	377,900	401,800	442,800
	58	221,500	273,800	315,100	362,000	378,500	402,100	443,200

再任用 職員以外の 職員	59	222,300	274,800	316,700	362,700	379,100	402,400	443,500
	60	223,200	275,900	318,200	363,400	379,800	402,700	443,800
	61	223,900	277,100	319,700	363,800	380,200	403,000	444,100
	62	224,900	278,100	320,900	364,400	380,900	403,300	
	63	225,700	279,000	322,100	365,100	381,500	403,600	
	64	226,600	280,000	323,300	365,800	382,100	403,900	
	65	227,300	280,700	324,000	366,100	382,500	404,200	
	66	228,100	281,600	324,900	366,800	383,100	404,500	
	67	229,000	282,300	325,700	367,500	383,700	404,800	
	68	230,100	283,200	326,500	368,200	384,300	405,100	
	69	230,800	284,200	327,400	368,500	384,700	405,300	
	70	231,500	285,000	327,800	369,100	385,200	405,600	
	71	232,100	285,800	328,500	369,800	385,700	405,900	
	72	232,900	286,600	329,300	370,400	386,300	406,200	
	73	233,700	287,400	330,100	370,700	386,600	406,400	
	74	234,400	287,900	330,800	371,300	387,000	406,700	
	75	235,100	288,300	331,500	372,000	387,400	407,000	
	76	235,700	288,800	332,200	372,600	387,800	407,200	
	77	236,400	288,900	332,700	373,000	388,100	407,400	
	78	237,200	289,300	333,300	373,500	388,400	407,700	
	79	238,000	289,500	333,800	374,100	388,700	408,000	
	80	238,700	289,900	334,400	374,600	389,000	408,200	
	81	239,400	290,100	334,700	375,100	389,200	408,400	
	82	240,100	290,300	335,200	375,700	389,500	408,700	
	83	240,800	290,700	335,600	376,200	389,800	409,000	
	84	241,500	291,000	336,100	376,500	390,000	409,200	
	85	242,100	291,300	336,500	376,900	390,200	409,400	
	86	242,800	291,600	337,000	377,400	390,500		
	87	243,500	291,900	337,500	377,800	390,800		
	88	244,200	292,300	338,000	378,200	391,000		
	89	244,900	292,600	338,300	378,600	391,200		
	90	245,400	293,000	338,700	379,100	391,500		
	91	245,800	293,300	339,200	379,500	391,800		
	92	246,300	293,700	339,600	379,900	392,000		
	93	246,600	293,800	339,900	380,200	392,200		
	94		294,000	340,300				

【参考】

期末手当	勤勉手当	合計	
122.5	100	222.5	年間
137.5	100	237.5	4.6ヶ月

4級の 平均月額	5級の 平均月額	6級の 平均月額
330,191	351,071	381,380

期末手当基礎額（給料の月額＋各給与表の適応を受ける職員については、100分の20を超えない範囲内で加算した額）

【参考】（管理職手当）

- 1 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、市の規則で指定するものについて、その職務の特殊性に基づいて、市の規則で定める基準に従い支給する。
- 2 前項の規定による管理職手当は、当該管理又は監督の地位にある職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えてはならない。
- 3 第1項の管理職手当の支給を受けるものには、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当は支給しない。

○5級（副園長）給料表より

	最低額	最高額	平均額	諸手当試算・・・扶養手当他諸手当	年額	時給換算	諸手当	参考額
	287,100	392,200	351,071	（例：配偶者、子2名＝約25,000×12ヵ月＝年間300,000＋超過勤務手当（月平均約30時間とし、各時給換算額に乗じた額））	4,765,860	1,794	945,975	5,711,835
	×12ヵ月	×12ヵ月	×12ヵ月		6,510,520	2,451	1,182,450	7,692,970
	＋賞与（月額×4.6ヶ月）＝	＋賞与（月額×4.6ヶ月）＝	＋賞与（月額×4.6ヶ月）＝		5,827,771	2,194	1,089,909	6,917,679

○6級（園長）給料表より

	最低額	最高額	平均額	管理職手当	扶養手当	参考額
	317,700	409,400	381,380	1,200,000	300,000	6,773,820
	×12ヵ月	×12ヵ月	×12ヵ月	1,200,000	300,000	8,296,040
	＋月額×4.6ヶ月（賞与）＝	＋月額×4.6ヶ月（賞与）＝	＋月額×4.6ヶ月（賞与）＝	1,200,000	300,000	7,830,908
	＝5,273,820	＝6,796,040	＝6,330,908			

管理職手当試算・・・参考より、最高の号給の100分の25（409,400×0.25＝102,350 年間約1,200,000）
※賞与計算式に含める諸手当を省いて参考額を試算

扶養手当、超過勤務手当その他諸手当の支給状況により年間支給額が変動することを考慮し、上記参考額を基準として、常勤役員である職員兼務役員の報酬等の総額は、年額10,000,000円を超えないものとする。

※上記参考額は土岐市行政職給料表を基準として試算したものである。

なお、社会福祉法人における保育士等の給与には、市行政職給与とは別に、公定価格に基づく処遇改善等加算、管理職手当、超過勤務手当その他諸手当が反映されるため、実際の支給額は上記参考額とは異なる。